

参 考 資 料

パプア・ニューギニア国ニューアイルランド島中央部における総合森林開  
発事業に関する協約書（抄）

1 9 7 6 年 9 月 1 4 日

- パプア・ニューギニア国家
- 大塚家具工業株式会社
- ニューアイルランド大塚デベロプメント有限公司

本契約は、1976年9月14日

1. 独立国バブアニューギニア（以下国家と称する）と
2. ニューアイルランド大塚デベロップメント有限責任会社

これはバブアニューギニアに設立せられた法人であって、ラバウルマンゴ通りピングスアーケード5番地にその登録された事務所を有するものである（以下会社と称し、この表現は会社の承継者又は譲り受け人を包含するものとみなす）と

3. 大塚家具工業株式会社 これは日本法のもとに設立され存続する会社であって日本国大阪市東区豊後町10番地に登記された本社を有するものである（以下株主と称し、この表現はその承継者並びに譲り受け人を包含するものとする）との三者間に締結された。

会社は、バブアニューギニアのニューアイルランドプロビンスに総合森林産業を作り上げることを願っている。

国家は、バブアニューギニア国民の社会的、あるいは経済的福利を向上することを願ひ、且つその目的のためにニューアイルランドプロビンスの中央部の土地所有者や地域住民の要求事項並びにその環境の保護と一致する総合森林産業の発展を奨励し且つ援助したいと考えている。

国家は、総合森林産業に必要な木材資源を提供するために、爾後に記された方法によって伐採権の取得を行おうと努力することに合意している。

会社と株主は総合森林産業を設立するために必要な大規模な資金を貸与し、又は獲得しあるいは支出すること、並びに本事業にニューアイルランドプロビンス中部地方の地域住民を参加させることを計画している。

かつ会社は株主が100%所有する子会社であって株主は本契約に以下に規定されたような方法により（なかなずく）本書に定められた会社の義務の忠実な履行を保証する目的で本契約に参加することに同意した。

証 爾後に記載せられた相互の拘束事項の約因として次の通り合意した。

- (a) 本契約において以下の語句並びに表現はその内容において他の理解を要求する場合を除き、ここに定義せられた意味を有するものとみなす。
- (1) 「承認された森林作業計画」とは本契約第7条に従って承認せられた森林作業計画を意味し、かつその都度修正あるいは検討を加えられた計画を含む。
  - (2) ディレクターとは暫定期間第一次産業省森林局のディレクター職にある者又は1973年の(統合せられた)森林法に関する行政を司る他の職員又は、その代理人を意味するものとする。
  - (3) 「森林開発地域」とは、本書添付の添付書類1に規定された地域で、添付書類2並びにマーク(A)と記された添付地図にしるされた地域を意味する。
  - (4) 「森林法」とは、パプアニューギニアの1973年修正され統合された森林法を意味する。
  - (5) 「総合森林産業」とは、さまざまな木材を利用する産業を意味「伐採許可」の中で明記せられた種類の木材と生産物を収穫する。
  - (6) 「土地利用計画」とは、本書第8条に従って作成せられた土地利用計画を意味しその都度修正又は検討された計画を含む。
  - (7) 「暦月」とは暦月を意味する。
  - (8) 「許可」又は「伐採許可」とは、本書第5条に従って1973年の統合された森林法に従って付与された許可を意味する。
  - (9) 「許可日」とは「許可期間」の開始日を意味する。
  - (10) 「許可期間」とは、本書5条に従って与えられた許可の期間をいう。
  - (11) 「伐採権」とは、1973年の統合された森林法によって規定された意味を有するものとする。
  - (12) 「本契約」又は「本書」とはその都度本契約に追加せられ変更せられ、あるいは修正されたものをも包含するものとする。
- (b) 本契約における各条の見出しは、参考のためにのみ挿入されたものであって、決して本書の条項や規定の意味又は解釈を左右し、又それに影響を与えるものではない。

(a)

- (1) 本契約は国家が国家の政策に従って本契約書添付書類1に記載され且つ添付資料2にマーク「A」と印された添付地図上の地域において1973年の統合された森林法によって定義された木材伐採権を本契約締結後18ヶ月以内に取得することを停止条件とするものである。
  - (2) 国家は、本契約締結の時、出来るだけ早く該木材伐採権を取得するよう手続をすすめ、本契約の条項にしたがって添付書類3として本書に添付された木材伐採許可案の形式により伐採許可を会社に与えるものとする。該許可は、許諾と同時に「許可」と本契約の諸条項に従うことを条件に会社に対し20年間該「許可」に明記された木材と他の植物を森林開発地域から採集し、又伐採する権利を与え、又その他そこに許諾された内容の各権利を実施する権利を与えるものとする。
  - (3) 該18ヶ月の期間満了の時、国家は、国家が添付書類2並びにマーク「A」と記された添付地図に示された森林開発地域の80%以上の木材伐採権を取得しており、それが立入可能でかつ市場性のある林産物を保有しているような場合には本項第1号に含まれた条件は成就されたものとみなす。本項第1号に規定された条件が満足せられた場合にも、国家はその都度又会社の相当な依頼がある場合には森林開発地域内で更に伐採権を取得するよう努力するものとする。
  - (4) 該18ヶ月間の期間満了の際、国家が本条に規定されたごとき伐採権を取得していなかった場合には、本契約はいかなる当事者においても互いに何ら債務を負担することなく中止し終了するものとする。但し、当事者が総合森林産業を創設できるだけの十分な伐採権が取得されたと互いに同意した場合には各当事者は他の取扱方法を採用することができる。
- (b) 本条に基く伐採許可は以下に例記する要件が満たされない場合には付与されることはない。
- (1) 伐採権の取得が本条(A)項に従って完成したこと。
  - (2) 国家と会社が工場地域と町や波止場について適当な用地の確保に関して合意したこと。
  - (3) 国家が以下の事項について承認したこと。即ち
    - ㉑ 第7条の森林作業計画
    - ㉒ 第29条に規定された森林開発地域の人々と株主との間の調整
    - ㉓ 第31条の該事業を実施するために会社によって締結された資金計画
    - ㉔ 第33条に規定された訓練と現地化計画。

- (c) 会社により追加申請があった場合国家は、もしパプアニューギニアの人々の利益になると判断した場合、該「許可」の満了の際、会社に対してさらに国家によって明記された条件と条項に従って森林開発地域においてさらに追加許可を与えることができる。但し、以下の条項が満足せられた場合に限る。
- (1) 会社が本契約の義務を履行しかつ、伐採許可の条件を順守したこと並びに伐採許可期間満了の際本契約や「許可」条項又は1973年の統合森林法の条項に違反があった場合に、それを是正することを求めた国家による通告を懈怠なく尊重した場合。
  - (2) 国家と会社がその追加許可によって与えられた期間、本契約に従って創設せられた総合森林産業を維持するに十分な資源が森林開発地域に存在しているということをその際両者が一致した場合。
- (d) 本条に基づく伐採許可の許諾の時、そして該許可を会社へ送達したさい会社は一切該許可と同条件で受諾したものとみなす。

- (a) 会社は本契約の条項に従って建設される製材工場、附属作業場、建物、設備並びに機械に関する建設計画を既に提出した。該計画は国家によって既に承認され、そして添付書類7として本書に添付されている。
- (b) 会社は本契約の締結後6ヶ月以内に、そしてディレクターとの相当な協議の後、ディレクターに対し本契約の諸条項に従って建設される計画中のカンナ工場、乾燥炉設備及び防虫防腐処理設備(その能力については、本条(f)項に記載されている)と必要な附帯施設、建物、設備機械とを定めた計画案を提出しなければならない。  
ディレクターは相当な範囲で該計画書の作成について援助を与えなければならない。
- (c) 本条(b)項に記載された計画案を受領後60日以内に、ディレクターは該計画案を承認するか不承認にするかをしなければならない。ディレクターはもしそれらが本条(f)項に記載された能力を有していない場合かあるいは本書添付書類9の条項を満たしていない場合には、該計画書を不承認とすることができる。もし該計画が不承認となった場合には、ディレクターはここに、その通告を与え、かつ不承認の理由を述べ、そしてディレクターがもし盛り込まれている場合には承認を行なった部分の計画案の修正と変更を記載しなければならない。且つディレクターは、その修正と変更について、会社に彼と協議する機会を与えなければならない。
- (d) 会社は不承認の通知受領後30日以内に、ディレクターの承認を求めため、要求せられた修正事項を盛り込んだカンナ工場、乾燥炉設備及び防虫防腐処理設備の各施設に関する修正計画書を提出しなければならない。そうして承認があった場合には、該計画案は、その修正及び変更事項と共に本契約書に添付書類8として添付せられ、爾後本契約の一部とみなされる。
- (e) 会社は、会社の費用負担において本条第a項並びにb項において記載された(添付書類9の要求をみたす必要な公害防止手段と共に)産業施設を、本契約書第6条によって承認された地域に、本条第f項に記載された建設計画に基づいて建設しなければならない。
- (f) 「伐採許可」の付与があつて後30日以内に会社は、国家に対し、以下の事項が可能となるよう、本条a項並びにb項に記載された産業施設の建設に関する計画書を提出しなければならない。
- (l) 伐採許可の許諾後18ヶ月以内か又は本条a項並びにb項に記載された製材工場並びに他の産業施設の建設について必要な用地の占有を会社が取得した日かいずれかおそい日に製材工場は操業を開始出来ること。

- (2) カンナ工場は許可期間の第4ケ年目の終了日迄に製材品の9000立方メートルを加工出来ること。
- (3) 乾燥設備は許可期間の第3年度末までに年間1440立方メートルの製材品を処理し、  
又、その能力は許可期間の第6年度中並びに、それ以降においては9000立方メートルの製材品を処理するように拡張されること。
- (4) 防虫防腐処理設備は、許可期間の第5年度目の最終日迄に、パプアニューギニア国内のマーケットのために年間5000立方メートルを処理すること。

国家は以上のものの提出後30日以内に該建設計画を承認するかあるいは不承認するかしなければならない。

さもない場合には提出せられた計画書は承認されたものとみなされる。国家はもしそれが本条に規定せられた時期迄に要求せられた加工能力が達成されない場合には建設計画を拒絶することができる。そして国家はその建設計画不承認を通告し且つ、もしそれが満たされれば国家が承認した建設計画に関する修正事項を記載しなければならない。不承認の通知受領後30日以内に会社は国家に対し要求せられた修正事項をもちこんだ修正建設計画を提供しなければならない。そしてそれが承認せられた場合建設計画は本書に添付書類10として添付せられ、爾後本契約の一部とみなされる。

- (g) 伐採許可の許諾後30日以内に会社は国家に対し本条第a項並びにb項に従って建設せられるべき製材工場、カンナ工場並びに防虫防腐処理設備に必要な一切の建築資材、建築作業、機械及び設備一切の承諾受領済注文書のコピーを提出しなければならない。
- 会社は国家に対し以下の事項について要求せられている一切の建築資材、建築作業、機械、及び設備に対する承諾受領済注文書のコピーを提出しなければならない。
- (1) 伐採許可期間の第2年度目の末日迄に年間1440立方メートルの加工能力をもつ乾燥設備に関するもの。
- (2) 許可期間の第5年度の終了日迄に年間9000立方メートルの加工能力をもつ乾燥設備に関するもの。

(h) 各年度における製材工場の最低木材投入量は、以下の通りである。

加工開始から各年度毎	最低投入量
第1年度	10,000立方メートル
第2年度	30,000 "
第3年度	50,000 "
第4年度以降	70,000 "

(i) 加工開始後の事業年度のある年度において製材工場における木材生産が70,000立方メ

ーターを達成したのち、何時にても会社は1生産年度から次期2生産年度分に70,000立方メートルを超過する生産分を計算替することが許されるが、しかし該計算替は一度だけ付与されるものである。

- (j) 製材工場における加工開始日以降第3及び第4年度の2年間において、製材工場で原木投入量が本条に明記せられた最低量に達した場合には、会社は加工開始日から第5年度の期間中に原木10,000立方メートルを輸出することを許可される。
- (k) 製材工場での生産量に占める部分的な製材や再鋸引を意図して大きな断面に製材された木材の割合は、ディレクターがその都度決定する割合を超過してはならない。



- (a) 国家によって伐採許可が付与されて後 18ヶ月以内で且つ、国家との十分な協議の後、会社はディレクターに対し 2000立方メートルより少なくない原木換算量を家具と家具部品に使用するような家具製造施設の計画並びに仕様を提出しなければならない。
- (b) ディレクターは、その提出後 60日以内に該計画書と仕様書について承認又は不承認を行わなければならない。ディレクターは、もしそれが本書添付書類 9をみたしていない場合又は家具工場が年間原木投入に換算して 2000立方メートルの加工能力を有していないと認められた場合には、該計画を不承認することが出来る。ディレクターはその不承認の部分には拒絶の通告をなし、且つその理由を述べなければならない。そして同時に、もしそれが含まれているならばディレクターが、承認を与えたかもしれない計画書並びに仕様書に対する修正並びに変更事項を記述しなければならない。そしてディレクターは会社に対しこれら修正並びに変更事項について、彼と協議する機会を与えなければならない。
- (c) 会社は該計画並びに仕様書の通告をうけた後 30日以内にディレクターの承認を求めため、要求せられた修正並びに変更事項をもちこんだ修正計画並びに仕様書を提出しなければならない。そしてその修正並びに変更を含んだ該計画及び仕様書は、その承認のさい本契約に添付書類 11として添付され爾後本契約の一部とみなされる。
- (d) 国家により、伐採許可が会社にもたらされて後 3年以内に家具製造施設で年間原木投入に換算し 2000立方メートルより少なくない量を家具又は家具部品に使用しなければならない。

- (a) 会社は伐採許可期間の最初の5年間の間に本条の条項に従って森林開発地域に適用する条件にもっとも適した充分なる植林計画を樹立するための試験を実施しなければならない。
- (b) 本契約の締結後3ヶ月以内でかつディレクターとの充分なる協議の後に会社はディレクターに対し植林と天然更新と、人工更新を目的とする植林計画書を提出しなければならない。その計画書には伐採許可期間の最初の5年間に、少なくとも75ヘクタールが植林されかつ少なくとも250ヘクタールに人工更新が実施されなければならないことをも含まなければならない。但し、許可期間の第2年目の終了迄に該植林又は、人工更新計画が開始されなければならないということは明示的にも黙示的にも全く要請されていない。
- (c) 提案された植林計画の受領後60日以内にディレクターは会社に対し承認又は不承認の通知を与えなければならない。ディレクターはもしそれが本条第b項に規定された地域において実施される植林と人工更新計画を含んでいないか又は、「承認せられた森林作業計画書」の記載事項と不一致であるかあるいは健全な植林学上の技術・実務にもとづいていないかのいずれかであると認めた場合にはこれを拒否することができる。その際ディレクターは会社に対しその旨通告をなしかつ、その拒絶の通告の中に、もしそれがみだされるならば承認が与えることが出来る修正事項を記載しなければならない。
- さらにディレクターは、会社に対し修正計画の提出について、彼と協議する機会を与えなければならない。
- 会社は該拒絶通告受領後30日以内に、ディレクターの要求事項をもちこんだ修正計画を提出しなければならない。そうしてそれが、承認せられた場合、該計画書は(その修正と共に)本契約に添付書類12として、添付され、本契約の一部とみなされる。
- (d) 5ヶ年目の後、許可期間の各年度において、会社は前年度中の、業務運営から生じた総収入の2%に相当する額を、以下に記載されたいずれかの方法で植林又は農業開発のために支出しなければならない。
- (1) 該金額を、会社の100%所有の子会社でかつ、それが子会社と国家との間に、別途締結せられる契約に基いて、植林又は農業開発計画のいずれか又はその両方を実施することを目的とする、別法人に支払うか、
  - (2) もし会社が、該金額を別会社に支払うことを義務づけた、本項(1)に違反した場合には該金額を国家と森林開発地域の人々によって支配される別法人に、その別法人が森林開発地域内の開発計画を遂行するためのものとして支払われる。

(a) 会社は以下の方法に従って原木を輸出する権利を持つ。

許可年度	原木輸出の最大限度量
1年度	30,000立方メートル
2年度	70,000立方メートル
3年度	80,000立方メートル
4年度	60,000立方メートル
5年度	20,000立方メートル

本契約書第10条に規定せられた場合を除いて、許可期間の第5年目の満了の時に、加工していない原木を輸出する会社の権利は終了する。

(b) いかなる場合でも国家は以下の各事柄が発生した場合には、会社による原木の輸出を制限することができる。

- (1) カンナ工場、乾燥場及び防虫防腐処理施設に関する計画が適当な期間内に提出されない場合、
- (2) 会社が国家に規定された時間内に、本条に規定された製材工場や他の加工施設の建築について、必要な材料やプラントと設備、機械に関する注文を確定しなければならないという義務を満了し得ない場合。
- (3) 本契約に基いて提供されるべき建設計画を履行しなかった場合
- (4) 製材工場や他の産業施設が期限通りに完成されなかった場合
- (5) 会社が適当な期限内に家具製造工場の建設案を提出し得なかった場合
- (6) 家具製造工場に関する会社の提案書が満足すべきものでない場合
- (7) 家具製造工場が相当期限に加工を開始しなかった場合

- (a) 会社は、国家と十分な協議の後で且つ、本契約締結後3ヶ月以内に、国家に対しその承認を求めため、以下の詳細な計画を含む2000人の人口を有する町の建設と開発のための提案書を提出しなければならない。
- ・町の位置、地域、役務及び各施設のレイアウト
  - ・町づくりのために会社によって提供される一切の建物、作業、役務及び施設の建設及び設備に関するレイアウト、デザイン、材料、計画並びに規格明細
  - ・町づくりのために、会社によって提供される一切の建物、作業、役務及び施設の建設及び設備に関する着手と完了に至るまでの日程表
  - ・一般道路、給水、滑走路、通信、並びに電力に関する情報、但しこれは町の開発に関するものに限る。
  - ・国家と会社にて、その都度合意される他の事項。
- (b) 国家は、会社が以上の書類を提出した後60日以内に該提案について、承認するか否かをしなければならない。もし国家がかかる提案を拒否する場合にはその通告をなし、その不承認の理由を伝えかつ、もしそれがみだされるならば承認を与えたと思われる提案に対する、修正と変更を通知しなければならない。そうして会社に対し該修正と変更について協議を行う機会を与えなければならない。
- 該計画書が町計画に関する国家の政策と一致していないかあるいはそこに記された日程表が、本契約の添付書類15に規定された日程に必要なものを記載していない場合には、国家はこれを拒絶することが出来る。
- (c) 会社は斯る拒絶の通知を受けた後30日以内に、国家の承認を求めため、要請せられた修正と変更をもちこんだ修正提案を提出しなければならない。
- (d) 承認があった場合には、該提案は(その修正並びに変更と共に)本契約に添付書類14として添付せられ以後本契約の一部となる。
- 会社は、伐採許可の許諾があった時、該提案を(その修正並びに変更と共に)自己の費用において又そこにもりこまれた日程表に従って履行せねばならない。

会社は町の中に以下の役務と施設を添付書類15に定められた仕様に従って建築し、創設しなければならない。

- (a) 道路 — これは国家によって要求せられた最低基準を満たして建設される。但し、かかる道路は添付書類15に含まれた仕様を満たさなければならず、かつこれはコロナス材でのみ舗装されねばならない。
- (b) 建物区割 — 国家と地方自治体の行政や地域福祉と宗教、商品の供給並びに役務の提供、並びに地場産業の開発に関する基本的な地域的必要性を、満たすための数の建物区割である。
- (c) 国家の役所、法執行機関、教育並びに医療施設と、政府の役人の居住家屋及びこれに直接に関係した関係者の家屋（但し、うち医療施設は会社によって維持されることになるので除かれるが）以上は、完成後国家に無償で引き渡され、会社は以後別段の合意がなされない限り、その維持のために一切の責任を負うことはない。
- (d) 多目的のレクリエーションホールや子供の遊戯場、運動場、商店と大衆食堂を含む社会施設一式、すべてのこれらの施設は造作や各種施設と共に最短期間内にバプアニューギニアの公共用あるいは私的所有物に移譲されねばならない。  
但し会社とバプアニューギニアの人々との間に合意される評価額で、譲渡される。しかしその対価はいかなる場合においても該施設や造作、設備に要した材料と、賃金の原価を越えてはならない。かかる譲渡と評価は、国家の承認を要するものとする。
- (e) 下水と、廃棄物の処理施設は国家によって採用された基準によって建設される。  
国家と地方自治体はいつにても会社から無償で国家又は地方自治体にゆずり渡される該作業や役務につき、その責任を承継することができる。そうしてその時迄該作業と役務は会社の費用によって運営され又維持されねばならない。会社はその責任が国家又は地方自治体に引き継がれた場合には、その作業と役務に対して通常の料率によるサービス料を支払わなければならない。いつにても本契約の存続期間中その作業と役務の追加、延長、修正高度化が会社の業務の拡張の結果として、国家又は地方公共団体の見解により必要とされる場合には会社は、かかる追加、延長、修正、高度化を、その費用負担によって行わなければならない。
- (f) 給水と電力の供給、会社は本契約の関連条項に従って町に対し、給水と電力の供給をしなければならない。

- (a) 会社は、その費用負担において自己の従業員用の住宅（この用語は、本契約下の会社の業務に直接関係する扶養家族や他の人間を含む）をパプアニューギニアの住宅局の設定した規格と計画賃料の政策にそい、且つそれが国家又は住宅局のいずれかにより承認された地域内において建築しなければならない。
- (b) 会社は、国家又は住宅局によって要請せられる場合には、建築された一切の住宅を国家又は住宅局のいずれかに引渡さなければならない。そして会社は各家屋の引渡しの際、各家屋の引渡しの日から 2 年後その期間無利息で建築コストが返還されるのみである。本条における「建築コストとは荷上げコストで計算した一切の資材原価と諸経費を含み、しかし利益を除外しなければならないが、そこからパプアニューギニアの税務当局によって決定された比率による評価修正分を差し引いたものか、或いは住宅局による同じ建物の建築コストの 75% がいずれか低い額を意味するものとする。
- (c) 製材工場が本契約の条項に従って加工開始しはじめた時、会社は、本条に従って、家屋の建築に製材工場から製材される木材を用いねばならない。更に加えて会社はその従業員が要求する場合には、製造コスト（但し間接費や利益を除外したもの）で、製材工場で製材された相当な耐久性と品質を持った木材をその従業員に売却せねばならない。これは会社によって管理される自立計画に従うか否かを問わず、従業員自身の 1 種の所有家屋をその従業員に建築させる目的のためである。但し、個々の従業員は、住宅 1 戸分のみについてかかる権利を行使することができるものとする。
- (d) 国家と住宅局のいずれかは、各住宅が完成され、会社により引渡された際この従業員に会社によって建築された一切の家屋を賃貸しなければならない。国家と住宅局はかかる住宅が引渡された後、その賃貸条件や管理について責任をもつ。但し会社は家賃の集金については責任を負担し且つ国家又は住宅局にその計算を報告する。しかし会社は、それがどのような手続きによるものであれ、家賃の滞納分の集金を法的な手段に訴えて行いことを義務づけられてはいない。会社は会社が建築し、且つ国家又は住宅局に引渡していない一切の住宅についてその賃貸条件の決定と管理について責任をもつ。そして、これはやはり住宅局の計画賃料政策に従って実施させなければならない。

- (a) 会社は、本契約の締結後 2 ヶ月以内で且つ国家と充分な協議の後、位置とデザイン基準を記載した提案書並びに幹線道路の建設案を国家に対し承認を求めるとともに提出しなければならない。但し、会社は位置、路線、デザイン基準の提案や道路建設の計画については、コロナス材のみで舗装されたクラス 1 の一般道路より以上の基準の道路建設を提案することを義務付けられるものではない。
- (b) 国家は、該提案を会社から受領した後 60 日以内に承認するか否かの決定を行わなければならない。国家はもし以下の建設を含んでいない場合は、かかる提案を拒否することが出来る。
- (1) 添付書類 16 A の仕様に従って少なくとも一般道路クラス 3 の基準で同クラス 1 のものに改良することができる道路。
- (2) N A A S R A コードに従い、且つ国家の規格基準に従った M S I 8 基準トロックの通過可能な橋。
- 国家が該提案を拒否する場合、国家はその拒否の通知を出し、且つ理由を述べ、そしてもしそれが満たされれば、国家が承認を与えるであろうその提案に対する修正又は変更事項を述べなければならない。そして会社に対し該修正又は変更事項に関して協議をする機会を与えなければならない。
- (c) 会社は、該拒否の通知を受領した後 30 日以内に国家の承認を求めるとともに指示された修正又は変更を満たす修正提案を提出しなければならない。
- (d) 承認があった場合、該計画は（その修正又は変更と共に）添付書類 16 B として、本契約に添付せられ、且つ以後本契約の一部となる。そして会社は該許可の付与があった時該計画を（その修正又は変更と共に）自費でそこに記載された日程表に従って遂行し実施しなければならない。
- (e) 会社は、その費用負担において森林開発地域内に本契約の業務を遂行するために必要な他の一般道路や橋を建設しなければならない。その位置、路線、デザイン基準やこれら道路や橋の建設計画に関する詳細は本契約第 7 条に規定された森林作業計画の中に含まれなければならない。
- (f) 会社による一切の一般道路や橋の建設は国家によって規定された基準を満たしていなければならない。
- (g) 会社によって建設される一切の道路や橋は、一切無償で且つさまたげることなく、地域住民の用途に提供されなければならない。但し会社はそのような阻害行為がほんの短い期間

内で除去され且つ会社の業務の遂行の過程でその都度発生するような偶発的又は不可避的な障害であった場合には本契約の違反とはみなされない。

- (h) 会社によって建設された一切の道路と橋は、1950年道路交通法の諸条項の適用においては公共道路とみなされ、且つ1967年道路交通規則においても同様である。そして該法を規則の諸条項は、自動車（これは道路交通法によって定義されたものを意味する）の利用に適用されるが、これは該法と規則に規定せられるような除外例が存在する。
- (i) 以下の条項に従って会社によって利用されるすべての一般道路や橋は、会社の費用負担によって維持されなければならない。
- (j) もし国家又は地方自治体が、1971年道路維持法の条項に従って一般道路と橋の維持について責任を有するに至る場合、会社は以後免責される。但し、常に会社は国家又は地方自治体が要求する場合には国家によって規定された基準に従って、該道路や橋の維持につとめなければならない。それは会社や又は会社以外の利用者によってもたらされる損傷や損害に関連する割合に関する基準である。会社は本条に基づいて会社が国家に支払う一切の費用を国家の請求後30日以内に支払わなければならない。
- (k) 本条における「維持する」の語は1971年道路維持法によって与えられた意味を有し、且つ「維持」の語も同様の意味をもつ。
- (l) 本契約の目的において、会社によって建設される一切の道路や橋は国家の財産とみなされ且つ道路や橋の建設に関しては、いかなる場合も、国家は会社に対して対価を支払わない。









JICA